別紙　3

令和２年度 財政的援助団体等監査実施計画（予定）

1　実施団体数

21 団体　（対象 57 団体中）

2　実施団体の援助等の区分及び実施時期

対　象 団体数	監 査 実 施 団 体 数				実 施 時 期
	出　資 団　体	財 政 的 援助団体	指　定 管理者	合　計	
５７団体	９	７	５	２１団体	【第 1 期：２団体】 予備監査　７月 本 監 査　10 月 【第 2 期：８団体】 予備監査　９月 本 監 査　11 月 【第 3 期：６団体】 予備監査　10 月 本 監 査　１月 【第 4 期：５団体】 予備監査　11 月 本 監 査　１月

3　選定基準（「財政的援助等に係る監査実施団体選定基準（平成 30 年２月 19 日委員協議了承)」)

援助等区分	実施対象団体	実施頻度
1　出資団体	資本金、基本金等の４分の１以上を出資している団体	原則として３年に１回
2　財政的援助団体又は債務保証団体	１件につき１千万円以上の補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償及び利子補給その他の支出をしている団体又は借入金の元金若しくは利子の支払いを保証している団体のうちから定める。	原則として３年に１回
3　公の施設の指定管理者	指定管理料が１千万円以上の指定管理者	原則として２年に１回

4　その他

（１）対象団体数は、H31.4 に実施した「H30 年度における財政的援助等の実施状況調査」による。

（２）出資団体には、地方独立行政法人、公立大学法人を含む。

（３）団体が、出資団体、財政的援助団体、指定管理者の複数の区分に該当する場合、①出資団体、②財政的援助団体、③指定管理者の順にカウントする。